

浜田市告示第 68 号

固定資産税縦覧帳簿の縦覧期間等について

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 416 条第 3 項の規定により令和 8 年度固定資産税縦覧帳簿の縦覧の期間及び場所を次のとおり告示します。

令和 8 年 4 月 1 日

浜田市長 三 浦 大 紀

1 縦覧期間

- (1) 令和 8 年 4 月 1 日（水）から令和 8 年 6 月 1 日（月）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）
- (2) 午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

2 縦覧場所 浜田市役所市民生活部資産税課並びに金城支所、旭支所、弥栄支所及び三隅支所においては市民福祉課